

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

内閣提出法律案（三件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
73	昭和六十二年における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案	衆議院	三月三十一日	付託 三月三十一日 議決 五月五日	付託 三月三十一日 議決 五月七日	
35	恩給法等の一部を改正する法律案	衆議院	三月三十一日	付託 三月三十一日 議決 五月二日	付託 三月三十一日 議決 五月二日	
34	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案	衆議院	三月三十一日	付託 三月三十一日 議決 五月二日	付託 三月三十一日 議決 五月二日	

<p>地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案（閣法第三四号）</p> <p>要旨</p> <p>本案は、現行の地域改善対策特別措置法が昭和六十二年</p>	<p>三月三十一日をもって失効することにかんがみ、新たな立法措置として提出されたものであり、国及び地方公共団体が行う地域改善対策特定事業についてその円滑かつ迅速な実施を図るため、当該事業に係る特別の助成その他国の財政上の特別措置について定めようとするものであつて、そ</p>
------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

の主な内容は次のとおりである。

一、地域改善対策特定事業

(一) 地域改善対策特定事業とは、地域改善対策特別措置法第一条に規定する地域改善対策事業が実施された対象地域について引き続き実施することが特に必要と認められる生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する事業で政令で定めるものをいうものとする。

(二) 国及び地方公共団体は、協力して、地域改善対策特定事業を円滑かつ迅速に実施するように努めなければならないものとする。

二、国の財政上の特別措置

(一) 国の負担または補助に係る地域改善対策特定事業の国の負担または補助については、原則として、予算の範囲内で、三分の二の割合をもつて算定するものとする。

(二) 地方公共団体は、地域改善対策特定事業に要する経費については、地方債をもつてその財源とすることができるものとし、資金事情の許す限り、政府資金をも

つてその全額を引き受けるものとする。

(三) 地方公共団体が地域改善対策特定事業に要する経費に充てるために起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

三、有効期間等

(一) この法律は、昭和六十二年四月一日から施行し、昭和六十七年三月三十一日をもつて失効するものとする。

(二) 現行の地域改善対策特別措置法の失効に伴い必要な経過措置等を設けること。

委員長報告

ただいま議題となりました地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、現行の地域改善対策特別措置法が本年三月三十一日をもつて失効することにかんがみ、今後とも必要な事業を実施するため、地域改善対策に関する最終の特別

法として提出されたものであります。

その内容は、地域改善対策事業が実施された対象地域について引き続き実施することが特に必要と認められる地域改善対策特定事業を政令で定めることとし、国及び地方公共団体は、これを円滑かつ迅速に実施するよう努めなければならぬこととするとともに、地域改善対策特定事業に要する経費について、現行法と同様に、地方公共団体の財政負担を軽減するため国の財政上の特別措置を講じようとするものであります。

なお、この法律の有効期間を本年四月一日から五年間とするほか、現行法の失効に伴い必要な経過措置等を設けることとしております。

委員会におきましては、同和対策審議会答申の精神と本法案との関係、現行事業の見直し基準、公益法人による啓発活動と国の責務との関係、地域改善対策協議会委員の人选のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して吉川委員より、同和行政の適正化実現のための制度的保障の確立と国の補助率の引き上げ等を内容とする修正案が提出さ

れました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、山下総務庁長官より、政府としては遺憾ながら賛成しかねる旨の発言がありました。

次いで、原案及び修正案について討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、吉川委員提出の修正案は否決され、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第三五号）

要旨

本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額を増額するとともに、普通扶助料の最低保障額及び傷病者遺族特別年金について特別の改善を行うこと等の措置を講じ、恩給受給者に対する処遇の適正な充実を図ろうとするものであつて、その内容は次のとおりである。

一、恩給年額の増額

昭和六十一年における公務員給与の改定、消費者物価

の上昇その他の諸事情を総合勘案し、恩給の年額を、昭和六十二年四月分から、一律二・〇％引き上げること。

二、普通恩給等の最低保障額の増額

普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、昭和六十二年四月分から、二・〇％引き上げること。

さらに、普通扶助料の最低保障額については、厚生年金保険における遺族年金の最低保障額との均衡を図るため、三年計画の最終年度として、同年八月分から長期在職者の場合六十二万七千二百円に引き上げるとともに、短期在職者についてもこれに準じた引き上げを行うこと。

三、寡婦加算の増額

普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、公的年金における寡婦加算の額との均衡を考慮して、昭和六十二年八月分から、扶養遺族である子を二人以上有する妻にあつては二十一万九千五百円に、扶養遺族である子を一人有する妻及び扶養遺族である子を有しない六十歳以上の妻にあつては十二万五千五百円にそれぞれ引き上げること。

四、公務関係扶助料の最低保障額等の増額

公務扶助料、増加非公死扶助料及び特例扶助料の最低保障額を、昭和六十二年四月分から、二・〇％引き上げ

ること。

また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、寡婦加算の増額措置に準じて、同年八月分から、十万四百円に引き上げること。

五、傷病恩給の基本年額の増額

増加恩給、傷病年金及び特例傷病恩給の基本年額を、昭和六十二年四月分から、二・〇％引き上げること。

六、傷病者遺族特別年金の基本年額等の増額

傷病者遺族特別年金の基本年額を、昭和六十二年四月分から、二・〇％引き上げ、さらに同年八月分から、普通扶助料の最低保障額との均衡等を勘案して引き上げること。

また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、同年八月分から、五万七千円に引き上げること。

七、扶養加給の増額

昭和六十一年における公務員の扶養手当の改善に準じ、昭和六十二年四月分から、傷病恩給受給者に係る扶養加給の年額を引き上げること。

八、恩給外所得による普通恩給の停止基準の改正

恩給外所得による普通恩給の一部停止に関する基準に

ついて、昭和六十二年七月から、その停止率を引き上げること。

なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十一年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し、恩給年額を、本年四月分以降、一律に二割増額するとともに、普通扶助料の最低保障額及び傷病者遺族特別年金を特別に改善すること、寡婦加算、遺族加算及び傷病恩給に係る扶養加給を増額すること、恩給外所得による普通恩給の停止率を引き上げること等所要の改正を行おうとするものであります。

なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が行われております。

委員会おきましては、増額改定のあり方、公務扶助料の

改善、最低保障額と生活保護基準との関連等のほか、戦後処理の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、九項目にわたる附帯決議が全会一致をもつて行われました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案（閣法第七三号）

要旨

本案は、国家公務員等共済組合法の年金の額について、厚生年金保険法による年金たる保険給付の額及び国民年金法による年金たる給付の額の改定に準じ、改定の措置を講じようとするものであつて、その内容は次のとおりである。

一、国家公務員等共済組合法の年金について、昭和六十年の消費者物価指数に対する昭和六十一年の消費者物価指

数の比率を基準として、昭和六十二年四月分から〇・六
％増額改定すること。

二、本法律により年金である給付の額の改定措置が講じら
れたときは、国家公務員等共済組合法等に定める年金額
の自動改定措置が講じられたものとみなすこと。

なお、衆議院において施行期日について所要の修正が
行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委
員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、厚生年金及び国民年金の改定措置にならない、
退職共済年金等の国家公務員等共済組合法の年金について、
昭和六十年の消費者物価指数に対する昭和六十一年の消費
者物価指数の比率を基準として、本年四月分からその額を
増額改定するほか、所要の措置を講じようとするものであ
ります。

なお、衆議院において、施行期日について所要の修正が
行われております。

委員会におきましては、社会経済情勢に応じた年金改定

のあり方、国鉄共済年金の今後の救済策、恩給改定との関
係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に
よつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会
一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
た。

以上、御報告申し上げます。